

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 令和2年度予算要望活動を実施 ..... 1
- ◆ 子ども・子育て会議（第49回）が開催される  
—新制度施行後5年の見直し対応方針案が示される（内閣府） ..... 2
- ◆ 「令和2年度予算の編成等に関する建議」が示される  
—財政制度等審議会 財政制度等分科会 ..... 6

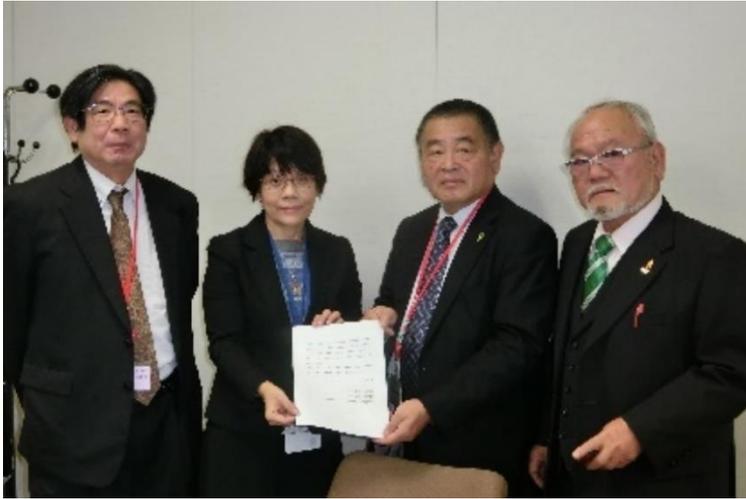
## ◆令和2年度予算要望活動を実施

令和元年11月25日、本会は保育三団体協議会において、日本保育協会、全国私立保育園連盟と協働して予算要望活動を行いました。

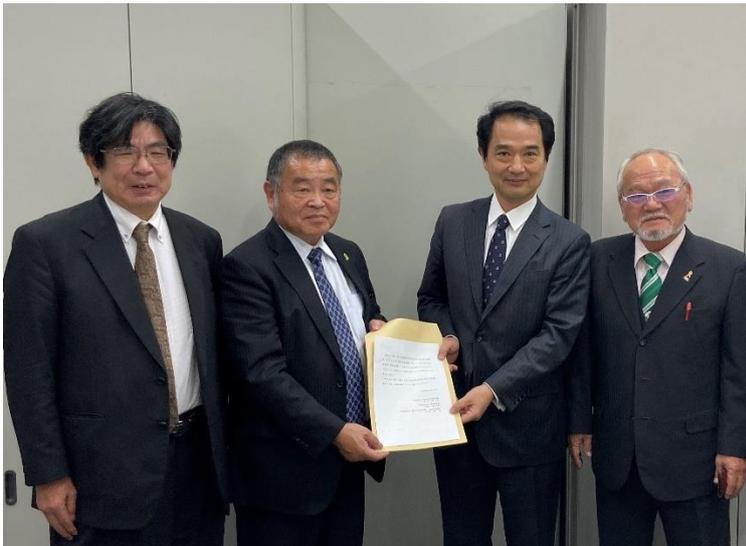
本会・万田康会長、全国私立保育園連盟・小林公正会長、日本保育協会・杉上春彦常務理事は、厚生労働省・内閣府・財務省を訪問し、要望書を手交しました。



厚生労働省では、子ども家庭局・渡辺由美子局長に要望内容を説明し、保育士等の処遇改善や保育現場の環境改善への取り組み、質の改善のための0.3兆円超の予算確保に引き続き取り組むことなどについて意見交換を行った。



内閣府では、子ども・子育て本部・藤原朋子審議官と意見交換を行った。公定価格の積み上げ方式の維持の方向性や、人口減少による保育への影響について、今後検討することを確認した。



財務省では、主計局宇波弘貴次長に要望書を手交。保育の現状について説明し、保育所・認定こども園の経営状況について、経営実態調査からも厳しい収支であることから、引き続き予算確保に努めること、現場において経営の効率化の取り組みを進める必要があること等について意見交換を行った。

その後、田村憲久衆議院議員、有村治子参議院議員を訪問し、要望書を手交し、意見交換を行った。

公定価格の「積み上げ方式の堅持」、0.3兆円超の質の向上のための確実な予算確保について、引き続き取り組んでいただくよう強く要請した。

同日午後、本会・佐藤成己副会長は参議院議員会館を訪問し、自由民主党全国保育関係議員連盟所属議員（参議院議員 61 名）に要望活動を行った。

（予算要望活動は、保育三団体協議会において、衆議院第一議員会館、衆議院第二議員会館、参議院議員会館を分担して実施。）

要望内容については、資料 1 の要望書をご参照ください。

## ◆子ども・子育て会議（第 49 回）が開催される —新制度施行後 5 年の見直し対応方針案が示される （内閣府）

令和元年 11 月 26 日、子ども・子育て会議（第 49 回）が開催されました。

「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について（案）」が示されました。

資料2 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（案）  
【抜粋、下線は全保協事務局による】

3. 公定価格全般に関する事項

(1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方

公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持すべきである。

公定価格の見直しを行う際には、公定価格の算定経費と実際の運営に要した費用が乖離しないよう、経営実態調査の結果を考慮し、人件費、管理費及び事業費の水準の見直しを図ることを基本とすべき。本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せすべきである。

(2) 基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加算の在り方

① 所長設置加算等の算定方式の見直し

所長（管理者）設置加算については、所長の設置は義務とはされていないが、95%以上の園において設置されており、事務負担軽減の観点から、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとすべきである。

事務職員雇上費加算の基本分単価への組み入れについては、施設等における事務負担の状況も踏まえながら公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持すべきである。

② 認定こども園のよさを生かす算定方法の在り方

認定こども園におけるチーム保育加配加算の算定方法について、保護者の就労状況にかかわらず子どもの受入れが可能である認定こども園のよさを生かす観点から、3歳以上の子どもの認定区分が1号から2号へと変更される場合の算定方法を見直すべきである。

(3) 地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方

人件費に係る地域区分の在り方については、より広域的な設定を提案する意見もあったが、統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきである。

その上で、子ども・子育て支援新制度独自の区分設定について、国家公務員等の地域手当の設定がない地域における現行の補正措置に加えて、介護保険制度における改正の状況を考慮し、国家公務員等の地域手当の設定がある地域においても、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分へ補正する仕組みの導入を検討すべきである。

なお、子ども・子育て支援新制度施行時に令和元年度までの時限措置として設けた地域区分の経過措置については、施設・事業所の運営に与える影響を考慮して継続すべきである。また、将来的な取扱いについては、引き続き検討すべきである。

#### (4) 土曜開所に対する公定価格上の評価の在り方

土曜日における保育所等の開所状況について、一部の園において土曜日に閉所しており、また、開所している園について利用児童数や職員数が平日より少ない園が多いという実態がある。一方で、現行制度上、土曜日は月に1日でも開所していれば公定価格の調整がかからない仕組みとなっている。こうした実態や現行制度の積み上げ方式という仕組みも踏まえ、土曜日開所の公定価格上の評価について、「開所日数」、「利用児童が少ない場合の事業費」、「利用児童が少ない場合の人件費」の観点から議論を行った。

「開所日数」に着目する評価については、一部の土曜日だけ閉所した場合も、全て開所した場合と同様に評価することを維持する根拠に乏しく、影響も一部の土曜日に閉所する園に限られるものであり、調整を実施すべきという意見が多かったことを踏まえ、保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべきである。一方で、経営実態調査の結果をみても、保育所等の全体の収支差は小さいものとなっており、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については慎重な検討を求める意見が多数あり、保育所等の運営全体に与える影響を鑑み、慎重に検討すべきものである。特に、人員配置については公定価格での評価以上の人員を配置している実態があり、保育所等の人件費について現在よりも削減することについては多くの委員から反対意見が示されており、現行以上に人件費を削減することは行うべきではない。

#### (5) 施設整備費補助の仕組みと整合性等を考慮した減価償却加算・賃借料加算の仕組みの在り方

減価償却費加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした保育所等整備交付金制度では平成29年度に区分を見直したことを踏まえ、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべきである。

賃借料加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした生活保護制度では平成27年度に区分を見直しているが、仮に同様の見直しを行った場合、減額になる自治体もありうるところ、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を進めているという現下の情勢に鑑み、現行の地域区分を維持すべきである。

### 10. その他

#### (4) 保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方

保育所等の面積基準については、一定の条件下で既に特例措置が講じられているため、追加の措置は行わないこととすべきである。

また、給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されているため、現時点においては方針を決定するのは時期尚早であり、見直しは行わないこととすべきである。

本会からは、森田信司副会長が出席し、次の意見を発言しています。

#### 第 49 回子ども・子育て会議 全国保育協議会 発言要旨

- 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際のコストの比較による公定価格の検証の在り方について、「積み上げ方式を維持すべきである」と記載されたことについて、その方向性を明確にお示しいただいたことに御礼を申しあげる。

しかしながら、その次に記載されている「旧副食費相当額の一部」について、そのまま維持した上で予算獲得をお願いしたい。本年 10 月の公定価格改定（無償化の開始）の際には、3 歳以上児について示されていたが、0～2 歳児についてもこの費用は含まれているため、公定価格上の位置づけを明確に示していただきたい。

そして、「旧副食費相当額の一部」を「人件費」に位置付ける場合には、前回も申しあげたように、人材確保にかかる派遣や紹介等の手数料等が大きく膨らんでいる状況を考慮し、人件費に関連する幅広い支出に対応できるような公定価格上の位置づけとすべきである。

- 土曜開所に対する公定価格上の評価の在り方について、「子どもが全員帰宅した後の取り扱いに関し、連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである」と記載されている。

これは日に置き換えても同じことが言える。人口減少地域や小規模の施設においては土曜日に一人も登園しない日がある。施設が休みと指定していなくても、子どもの体調等により子どもが登園しない日もあり得る。それぞれの事情を考慮いただくようお願いする。

- 保育士等の処遇改善について、「さらなる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべきである」や「定額配分者の最低人数のさらなる緩和を引き続き検討すべきである」と記載されている。これらについて、速やかな実現をお願いしたい。

- 社会情勢をみても、従業員が確保できないという理由で廃業する中小零細企業がある。児童福祉分野だけではなく、全産業的に人材不足であり、今、人材確保に確実に対処しておかなければ将来大変なことになると認識している。

産休・育休明けの保育士等の子どもについて、優先的に入所できる旨の通知や FAQ が示されている。保育士等が住んでいる同一市内の保育所等に勤務する場合には実施されるが、他市に勤務する保育士等の子どもについては優先的な入所を認めない自治体もある。規模の小さな自治体では、他市に住む保育士等を採用するケースも多く、子どもが預けられないので復職できないというような状況もあり、広域での実施が円滑に行われるよう改善していただきたい。

次回 12 月 10 日に開催予定の子ども・子育て会議において、対応方針が決定される予定です。

■内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議等>子ども・子育て会議

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html)

## ◆「令和 2 年度予算の編成等に関する建議」が示される —財政制度等審議会 財政制度等分科会

令和元年 11 月 25 日、標記建議が示されました。

「子ども・子育て」に関連する内容のうち、公定価格に関する記述は下記のとおりです。建議の全文は、財務省ホームページをご参照ください。

■財務省トップページ>財務省について>審議会・研究会等>財政制度等審議会>財政制度等審議会財政制度分科会>答申・報告等

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/report/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/index.html)

### 令和 2 年度予算の編成等に関する建議【抜粋】

【28 ページ】

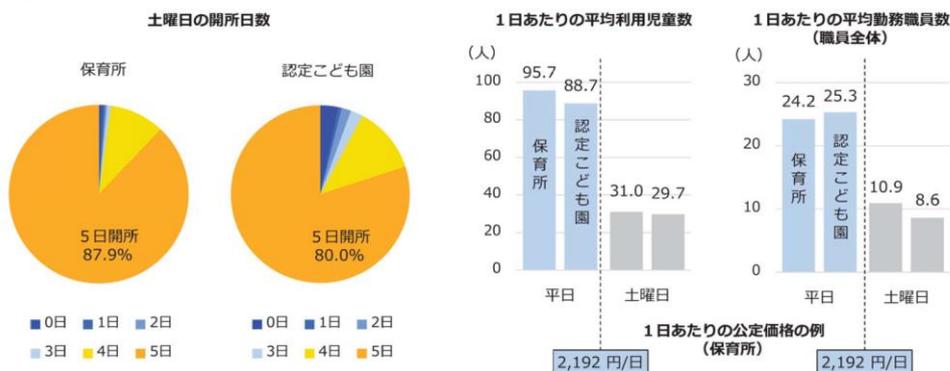
例えば、保育サービスは保育所等の施設を通じて提供されるが、国民負担を抑制しながら真に子ども・子育て世帯に適切なサービスを提供しているかという観点から、新制度施行後 5 年の実施状況を踏まえた公定価格の見直しを行う必要がある。

具体的には、土曜日の利用児童数・勤務職員数は、平日よりも大幅に少ないにもかかわらず、公定価格の算定においては平日と同額としている。こうした点も含め、実態に即した公定価格に見直ししていくべきである。〔資料Ⅱ-1-43 参照〕

#### 保育公定価格の見直し

資料Ⅱ-1-43

- 子ども・子育て支援制度については、新制度施行後 5 年の見直しを迎えるにあたり、公定価格の適正化に向けた検討が必要。
- 保育サービス（現物給付）の対価は、公定価格により施設等に対して支払われるが、勤務職員数など、実態と乖離した単価となっている例がある。



※ 2018年3月の土曜日5日の開所日数の分布であり、無回答を除く。

※ 公定価格の例は、東京都千代田区の定員区分60人の施設における4歳児定員1人あたりの日額（各種加算無し）。定期的に土曜日に開所する場合は、日額2,061円（通常比▲6%）となる。

（出所）厚生労働省「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書（私立保育所の運営実態等に関する調査）」、内閣府「公定価格単価表」（2019年3月21日改定）

#### 【改革の方向性】（案）

- 新制度施行後 5 年の実施状況を踏まえた公定価格の見直しを行う必要がある。
- 例えば、土曜日の利用児童数・勤務職員数は、平日よりも大幅に少ないにもかかわらず、公定価格の算定においては平日と同額としている。こうした点も含め、実態に即した公定価格に見直ししていくべき。